

熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所

処分要項

熊本県二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要項は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条又は第26条の規定に係る二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の処分の基準とその手続等に関し、法に定めるもののほか必要な事項を定め、建築士行政及び建築基準行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要項で「建築士」とは、二級建築士及び木造建築士をいう。

2 この要項で「建築士事務所」とは、一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所をいう。

3 この要項で「開設者」とは、建築士事務所の開設者をいう。

4 この要項で「管理建築士」とは、建築士事務所を管理する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

5 この要項で「所属建築士」とは、建築士事務所に属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

6 この要項で「所属所員」とは、建築士事務所に属する者で建築士でないものをいう。

7 この要項で「処分」とは、建築士に対する戒告、業務停止又は免許取消処分及び建築士事務所の開設者に対する戒告、事務所の閉鎖又は事務所の登録取消処分をいう。

8 この要項で「処分等」とは、処分及び文書注意を言う。

(基本方針)

第3条 建築士及び建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士又は開設者、管理建築士、所属建築士若しくは所属所員（以下「建築士等」と総称する。）が、それぞれ法第10条第1項又は法第26条第1項若しくは第2項に規定する処分事由（以下「処分事由」という。）に該当する場合は、当該建築士又は開設者に対し、第4条及び第5条に定める処分等の基準に基づき、時機を失しないよう迅速かつ厳正に処分等を行うものとする。

第2章 処 分 等

(懲戒処分等の基準)

第4条 建築士に対する法第10条第1項の規定に基づく懲戒処分等の基準は、別表第1に掲げるものとする。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者に対しては別表第2に従って、別表第1に従い決定した処分等を加重するものとする。

(監督処分等の基準)

第5条 開設者に対する法第26条第1項又は第2項の規定に基づく監督処分等の基準は、別表第3に掲げるものとする。ただし、二以上の処分事由に該当する行為を行った者に対しては別表第4によるものとし、過去に監督処分等を受けた者に対しては別表第5によるものとする。

(行政指導)

第6条 建築士（一級建築士を含む。以下この項において同じ。）が行った設計又は工事監理業務等において、建築主事が建築確認申請に係る建築物の計画の審査時又は工事了了検査申請に係る当該建築物の検査時に相当箇所の是正指導を行った場合等、建築士として適切さを欠くと思われる場合には、当該建築主事を所管する広域本部長又は管下の特定行政庁は、当該建築士又は当該建築士が所属する建築士事務所の開設者若しくは管理建築士に対して、適正な業務行為の励行等を指導するものとする。

2 指導を行う場合は、口頭によるほか、必要に応じ指示書（別記第1号様式）を交付して行うことができる。

(立入検査)

第7条 建築士等が処分事由に該当する場合又はその疑いがある場合は、土木部建築課長又は当該建築士事務所の所在地を管轄する広域本部長は、必要に応じ、担当職員をして当該建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させるものとする。

(聴聞等)

第8条 知事は、前条の立入検査及び法第26条の2の規定に基づく報告その他参考資料を考慮し、第4条及び第5条に定める処分等の基準により建築士又は開設者に対して、それぞれ業務の停止若しくは免許の取消し又は事務所の閉鎖若しくは事務所の登録の取消しの処分を行おうとする場合は、聴聞を、戒告の処分を行おうとする場合は、弁明の機会の付与を、文書注意を行おうとする場合は、弁明の機会の付与を行う場合に準じ、事情聴取を行うものとする。

2 聴聞及び弁明の機会の付与を行う場合の手続については、熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年熊本県規則第45号）で定めるところによるものとする。

(処分等の決定)

第9条 処分等の決定は、前条の聴聞等、第7条の立入検査、法第26条の2の規定に基づく報告、広域本部長及び管下の特定行政庁からの報告並びに国及び各都道府県からの通知その他参考資料を踏まえ、第4条及び第5条に定める処分等の基準により行うものとする。

(建築士審査会の同意)

第10条 知事は、建築士又は開設者に対して、それぞれ業務の停止若しくは免許の取消し又は事務所の閉鎖若しくは事務所の登録の取消しの処分を行おうとする場合は、あらか

じめ建築士審査会の同意を得なければならない。

- 2 知事は、前項の同意を得る場合は、建築士審査会長あての文書（別記第2号様式その1からその2まで）により行うものとする。

（懲戒処分等）

- 第11条 建築士に対する処分等は、当該建築士に対してその旨を記載した文書（別記第3号様式その1からその4まで）を交付して行うものとする。

（監督処分等）

- 第12条 建築士事務所に対する処分等は、当該建築士事務所の開設者に対してその旨を記載した文書（別記第4号様式その1からその4まで）を交付して行うものとする。

（説 諭）

- 第13条 処分等の文書を交付する場合は、交付する旨の通知書（別記第5号様式）を当該建築士又は開設者に送付するとともに、出頭を求め、今後不適切な行ないがないよう厳しく説諭するものとする。

（処分後の監視等）

- 第14条 建築士又は開設者に対して、それぞれ業務の停止若しくは免許の取消し又は事務所の閉鎖若しくは事務所の登録の取消しの処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないように監視するものとする。

- 2 知事は、前項の処分に対する違反を発見した場合は、さらに処分又は告発するものとする。

第3章 報告及び文書等の取扱い

（違反行為報告等）

- 第15条 広域本部長又は管下の特定行政庁は、建築士等が処分事由に該当する場合又はその疑いがある場合は、速やかに次の各号に掲げる書類を添えた違反行為報告書（別記第6号様式）により知事に報告するものとする。

- (1) 確認申請書若しくは確認済証又は完了検査申請書若しくは検査済証の写し
- (2) 違反行為を示す図書及び写真
- (3) その他関係資料

- 2 知事は、一級建築士又は他の都道府県知事から免許を受けた二級建築士若しくは木造建築士に関し、処分事由に該当する場合又はその疑いがある場合は、その旨を速やかに免許を与えた国土交通大臣又は他の都道府県知事へ通知するものとする。

（報 告）

- 第16条 広域本部長又は管下の特定行政庁は、第6条第1項の指導を行った場合は、建築士等指導報告書（別記第7号様式）により翌月10日までに土木部建築課長あて報告する

ものとする。

(文書の交付)

第 17 条 処分等に係る文書の交付は、手交又は配達証明郵便による。なお、手交による場合は、被処分者より受領書（別記第 8 号様式）を徴するものとする。

(公報登載)

第 18 条 第 8 条の聴聞を行う場合又は第 11 条若しくは第 12 条の処分（戒告の処分を除く。）を行った場合は、県公報に登載するものとする。

(台帳等の整理)

第 19 条 知事は、建築士又は開設者に対して処分等を行った場合は、建築士処分等台帳（別記第 9 号様式）又は建築士事務所処分等台帳（別記第 10 号様式）に記載し、建築士の登録名簿又は建築士事務所の登録簿に処分等の種別及びその年月日を記載するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年 4 月 20 日施行の二級建築士、木造建築士及び建築士事務所処分要項は廃止する。

附 則

この要項は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

処分等の基準

建築関係法令に違反したとき 又は 業務に関して不誠実な行為をしたとき (建築士法第10条第1項第1号 又は第2号)	表1の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表2に規定する個別事情による加減を行ってランクを決定し、表3に従い処分内容を決定する。 ただし、当該行為が故意によるものであり、それにより、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたとき(以下「結果が重大なとき」という。)は、業務停止6月以上又は免許取消の処分とし、当該行為が過失によるものであり、結果が重大なときは、業務停止3月以上又は免許取消の処分とする。
---	---

備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定(建築士法第10条第1項第1号)をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法のほか、都市計画法、消防法、建設業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定をさす。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合のほか、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 3 懲戒事由の説明
 表1のランク表に列挙しているものの説明については、次のとおりである。
 なお、以下の説明中「建築士たる建築主」等の表記のある違反について、建築士が建築主等ではないが、その違反を指導・助長するなど、共犯等に相当する場合は、当該建築士について、表1の処分ランクに従い処分する。

(1) 建築士法違反

- **設計及び工事監理の業務範囲の逸脱**
 建築士が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
- **業務停止処分違反**
 業務停止処分に違反した場合
- **建築士報告・検査義務違反**
 建築士が、知事等からの報告の求めに対し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合
 建築士が、建築士事務所棟に対する県さを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
- **指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反**
 建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合
- **登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反**
 建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行わなかった場合
- **試験委員の不正行為**
 建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合
- **違反設計**
 法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合
- **工事監理不履行・工事監理不十分**
 法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合
- **無断設計変更**
 他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合
- **建築士免許等の不提示**
 設計等の委託者から請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしなかった場合
- **設計図書の記名・押印不履行**
 建築士が、その作成した設計図書に記名及び押印をしなかった場合
- **安全性確認証明書交付義務違反**
 構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合
- **工事監理報告書の未提出、不十分記載等**
 工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合
- **建築設備士の意見明示義務違反**
 建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合
- **名義借り**
 建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合
- **名義貸し**
 建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合
- **違反行為の指示等**
 建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合
- **信用失墜行為**
 建築士が、建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合
- **定期講習受講義務違反**
 建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合
- **契約締結時の書面の交付義務違反**
 建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合
 建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の受託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

- **設計等の業務に関する報告書未提出**
建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合
- **無登録業務**
建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合
- **虚偽・不正事務所登録**
建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合
- **事務所変更届懈怠・虚偽報告**
建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合
- **管理建築士不設置**
建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士を置かなかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士として置いていた場合
- **管理建築士事務所管理不履行**
専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合
- **再委託の制限違反**
建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合
建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合
- **事務所の帳簿不作成・不保存**
建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合
- **事務所標識非掲示**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合
- **業務実績等の書類の備置き義務違反・閲覧義務違反・虚偽記入**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合
- **重要事項説明義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合
- **重要事項説明時の建築士免許証等不提示**
管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合
- **業務委託等の書面の交付義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合
- **事務所閉鎖処分違反**
建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合
- **事務所報告・検査義務違反**
建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合
- **建築士審査会委員の不正行為**
建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

(2) 建築基準法違反

- **設計・工事監理規定違反**
建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計又は工事監理によらなければならない工事をこれによらずにした場合
- **無確認工事等**
建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合
- **違反工事**
建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規定に違反する工事を行った場合
- **工事完了検査申請等懈怠**
建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合
- **是正命令等違反**
建築士が、建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令、工事停止命令等に違反した場合
- **確認表示非掲示**
建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

- **虚偽の確認済証等の作成又は同行使**
建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合
- **無確認着工等容認**
建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合
- **虚偽の確認申請等**
実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合
- **工事監理者欄等虚偽記入**
工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書、工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合
- **管理建築士専任義務違反**
管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合
- **管理建築士への名義貸し**
建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合
- **重要事項説明の欠落**
管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行ったが不十分な場合

○管理建築士への名義貸し	6	〃 3月
○重要事項説明の欠落	4	〃 1月
○その他の不誠実行為	1～6	文書注意～業務停止3月

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

表2

個別事情による加減表

行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為 ○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	+3ランク -1ランク～-3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合 ○暴力的行為又は詐欺的行為 ○法違反の状態が長期にわたる場合 ○常習的に行っている場合	-1ランク～-3ランク +3ランク +3ランク +3ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合 ○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	-1ランク -1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

(注) 1 過失に基づく軽減については、過失の程度に応じて軽減する。過失の程度が重い場合は軽減しないこととし、通常の過失の場合は-1、軽過失の場合は-2、ほとんど過失がない場合は-3とする。ただし、表2の「重大な違反」については、原則として過失による軽減は行わないこととする。

表3

処分区分表

ラ ン ク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止1年
16以上	免許取消

(注) 1 複数の懲戒事由に該当する場合

- (1) 一つの行為が二つ以上の懲戒事由に該当する場合は、最も処分等の重い行為のランクによる。
- (2) 二以上の処分等すべき行為について併せて処分等を行うときは、最も処分等の重い行為のランクに適宜加重したランクとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と見うる場合は、単一の行為とみなしてランキングすることができる。

2 処分等の保留

次の場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- ・司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- ・処分に係る行為が民事訴訟中等であり、裁判等の結果を参酌する必要がある場合
- ・その他処分等の内容を決定できない事情がある場合

3 その他

- (1) 業務停止期間については、1月を超える場合は、原則として暦に従って計算するものとする。
- (2) 懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、適正に建築士としての業務を行うなど法遵守の状況等が窺えるような場合は、処分しないこととすることができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような事情のある場合において、行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。
また、2により処分等の保留をした場合は、その保留期間を除いて5年を算定するものとする。

過去に処分等を受けた者に対する処分等の基準

過去処分等		1 文書注意	2 戒告	3～15 業務停止	16 免許取消
今回相当処分等					
1	文書注意	+1ランク（+2ランク）			
2	戒告		+3ランク（+4ランク）		
3～15	業務停止				
16	免許取消	免許取消			

備考

- 1 処分等を行うに当たっては、上表の区分に従い、今回相当とされる処分等に加重し、別表第1の表3に従い処分内容を決定する。
- 2 加重した結果、16ランクを超えるものは、16ランク（免許取消）とする。
- 3 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の（ ）内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が別表第1の表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する行為をした場合は、免許取消を行うものとする。
- 4 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が別表第1の表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。
- 5 処分履歴が複数ある場合は、それぞれにつき加重されるランクを合計し、今回相当とされる処分等に加重する。

別表第3 (第5条関係)

処 分 等 の 基 準

処分事由							処分等の基準				
条項			関係条項			処分対象者の別	内容	文書注意	戒告	閉鎖	登録取消
条	項	号	条	項	号						
法第26条第1項の各号に該当するとき							開設者				○
法第26条第2項の各号に該当するとき											
26	2	1	22の3の3	1～4		開設者	契約締結時の書面交付義務違反	○	○		
			24の2			開設者	名義貸しの禁止違反	○	○		
			24の3	1		開設者	開設者以外への再委託制限違反	○	○		
				2		開設者	延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る一括再委託禁止違反	○	○		
			24の4	1		開設者	帳簿の備え付け及び保存違反	○	○		
				2		開設者	図書の保存違反	○	○		
			24の5			開設者	標識の掲示違反	○	○		
			24の6		1～4	開設者	書類の閲覧規定違反	○	○		
			24の7	1	1～6	開設者	重要事項説明義務違反	○	○		
				2		開設者	重要事項説明時の建築士免許証等不提示違反	○	○		
		24の8		1～5	開設者	書面の交付違反	○	○			
26	2	2	23の4	2	1	開設者	法第7条第3号に該当するとき			閉鎖又は登録取消	
						開設者	法第8条第1号に該当するとき(禁固以上の刑に処せられたとき)			開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分	
						開設者	法第8条第2号に該当するとき(罰金の刑に処せられたとき)			開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じた処分	
						2	開設者	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が法第23条の4第2項第1号に該当するもの			閉鎖又は登録取消

					3	開設者	法第23条の4第2項第3号に該当するとき			閉鎖又は登録取消
26	2	3	23の5	1、2		開設者	登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	○	○	
26	2	4	10	1		管理建築士	懲戒の処分を受けたとき			管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分
26	2	5	10	1		所属建築士	建築士事務所の業として行った行為により、法第10条第1項の規定により懲戒の処分を受けたとき			文書注意、戒告又は閉鎖
26	2	6				管理建築士（一級建築士を除く。）	法第3条又は第3条の2の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき			戒告又は閉鎖
26	2	7				所属建築士（一級建築士を除く。）	建築士事務所の業として、法第3条から第3条の2までの規定に違反して建築物の設計又は工事監理をしたとき			戒告又は閉鎖
26	2	8				所属所員	建築士事務所の業として、法第3条から第3条の3までの規定に違反して建築物の設計又は工事監理をしたとき			戒告又は閉鎖
26	2	9				開設者又は管理建築士	閉鎖命令に違反したとき			○
							法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき			戒告又は閉鎖
26	2	10				開設者	建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき			文書注意、戒告、閉鎖又は登録取消

備考

- 1 違反により、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたときは、適宜加重して処分を行う。
- 2 「建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき」とは、開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。
- 3 次の場合には、必要な間、処分等を保留することができる。
 - ・ 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
 - ・ 依頼者等の保護のため特に必要な場合
 - ・ 処分に係る行為が民事訴訟中等であり、裁判等の結果を参酌する必要がある場合
- 4 処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、適正に建築士事務所としての業務を行うなど、法遵守の状況等が窺えるような場合は、処分しないこととすることができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような事情のある場合において、行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。また、3により処分等の保留をした場合は、その保留期間を除いて5年を算定するものとする。

別表第4（第5条関係）

二以上の処分事由に該当するときの処分等の基準

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
二以上の文書注意に該当するとき	戒告
文書注意と戒告に該当するとき	戒告又は3月以内の閉鎖
二以上の戒告に該当するとき	6月以内の閉鎖
文書注意又は戒告と閉鎖に該当するとき	6月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
二以上の閉鎖に該当するとき	閉鎖期間の延長又は登録の取消し

別表第5（第5条関係）

過去に処分等を受けた者に対する処分等の基準

処 分 事 由		処 分 等 の 基 準
別表第3の基準により文書注意が相当であるとき	過去に一度処分等を受けているとき	戒告
	過去に二度以上処分等を受けているとき	閉鎖
別表第3の基準により戒告が相当であるとき	過去に一度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖
	過去に二度以上処分等を受けているとき	3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
別表第3の基準により閉鎖が相当であるとき		相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し
別表第3の基準により登録の取消しが相当であるとき		登録の取消し

備考

- 1 過去の処分等のうち、文書注意にあつては、2年を経過しないものに限る。